随意契約(相手方指定)調書

件 名	国保情報集約システム連携及び電話相談システム導 入に係る庁内ネットワーク機器設置作業委託	5200536
工(納)期	令和5年9月30日	
契約締結日	令和5年7月21日	
契約金額	1,817,200円(消費税込み)	

契約相手方	NECネッツエスアイ株式会社		
		(法人番号:6010001135680)	
	別紙に記載のとおり。		
相手方指定理由			
備考			

契約審査委員会資料			
経理課契約係	R5.7.13		

業者選定理由書

件名	国保情報集約システム連携及び電話相談システム導入に係る庁内ネットワーク 機器設置作業委託
指名業者(案)	名 称 NECネッツエスアイ株式会社 所在地 東京都港区芝浦三丁目9番14号 NECネッツエスアイ本社ビル 代表者 代表取締役 牛島 祐之
特命理由	本件は、国保年金課における国保情報集約システム連携及び子ども家庭総合センターにおける電話相談システム導入にあたっての、ファイアウォール設置作業について委託するものである主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、本件業務は、既存の庁内ネットワーク内に設置・設定のうえ、既存機器の設定変更についても接続状況等を確認しながら実施する必要があるため、庁内ネットワークの各機器やネットワーク全体の設計内容について、熟知していることが不可欠である。上記業者は、令和元年度より「庁内ネットワーク機器等保守委託」を受託し、日常的に本件業務の関連機器の保守を行っており、現状を的確に把握していることから、本件業務を確実に履行可能な業者は上記業者に限られる。以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)